

「職員倫理綱領」に基づく行動指針

1. 差別の禁止

- ① 子供扱いをするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ② 障害の程度・状態・能力・性別・年齢・宗教等で差別しません。
- ③ 利用者本人の前で障害の呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- ④ 利用者に対して、偏見や先入観を持って接することはしません。
- ⑤ 利用者の言葉や動作のまねをしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

2. 利用者の主体性と個性の尊重

- ① 利用者の入退所・移動に当たっては、本人・保護者等に十分な説明を行い、本人の選択に機会が得られるように努めます。
- ② 利用者一人一人に個別援助、支援計画を作成します。また、個別援助、支援計画の実施に当たっては、本人・保護者等に十分な説明を行い、同意を得た上で行います。
- ③ 施設運営、サービス内容等に対する利用者・保護者等の意見・要望を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるよう努めます。
- ④ 行事や活動計画には計画段階から、利用者に伝え、協議し、利用者が参加できるように努めます。
- ⑤ 利用者の個人的好み・嗜好を尊重します。
- ⑥ 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、サービス利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- ⑦ 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援、援助を行います。

3. プライバシーの保障

- ① 職務上知り得た利用者個人の情報は、他に漏らしません。
- ② 本人・保護者等の了承なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開しません。
- ③ 他機関への情報提供は、本人・保護者等の了解なしには行いません。
- ④ 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前でしません。

4. 人権の尊重と体罰、虐待等の禁止

- ① 利用者に対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為および恐れのある行為をしません。
- ② 殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。
- ③ 身体的拘束や長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- ④ 軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- ⑤ 食事を抜く等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- ⑥ いかなる場合でも体罰は容認しません。
- ⑦ 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人・保護者等への明確な説明を行います。
- ⑧ 利用者に対して、威圧的な態度はとりません。

5. 専門性の向上と倫理の確立

- ① 利用者に対する支援、援助は、職員の統一した考えのもとに行います。
- ② 職員は、互いに啓発し合い、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加する等自己研鑽に努めます。
- ③ 職員は、利用者支援、援助に当たり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。

※職員の皆さんへ

本職員倫理綱領及び行動指針は、法人が定めた規程の一つであり、これに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。